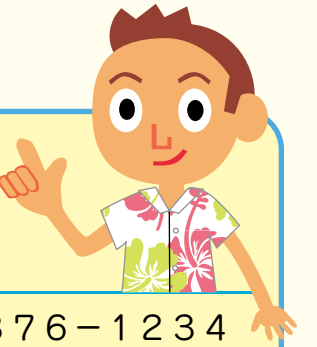




No.27 市税だより

問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課

☎876-1234

内線 (2211~2217)
内線 (2261~2265)
内線 (2315・2318)

今月は、市県民税および固定資産税
についてお知らせします。

11月25日よりeLTAX(エルタックス)を利用した市税の電子申告サービスを開始します！



◆市では、納税者の利便性の向上を図るため、eLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる電子申告等および申請・届出の受付を開始します。
是非、便利な電子申告サービスをご利用・ご活用ください。

○eLTAX(エルタックス)とは

地方公共団体が組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告および申請・届出の手続をインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムのことです。

○eLTAX(エルタックス)の特徴

- 1 これまで郵送や窓口で行っていた手続がインターネットを利用して自宅やオフィスに居ながら行うことができます。
- 2 自治体ごとに行っていた申告や申請および届出を一括して処理することができます。
- 3 eLTAX(エルタックス)は無料の対応ソフトウェア(PC desk)で利用することができます。
- 4 対応する市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなども利用することができます。

☆eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告を行うには、パソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など所定の手続が必要になります。詳しくは、エルタックスホームページでご確認ください。



☆納税管理人とは、本来の納税義務者に代わって納税に関する一切の事項の処理を行う者をいいます。

③固定資産を所有している方が死亡した場合

- 必要書類**
- ・相続人代表者指定届
 - ・相続人の印鑑
- (様式は資産税課にあります)

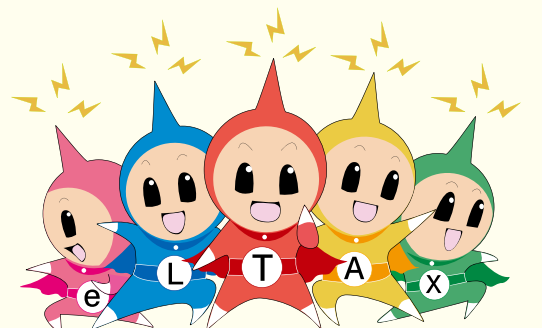
☆この届出は、全相続人の中から納税通知書等の書類受領などをする代表者を届け出るものです。
亡くなられた方が所有する資産の相続が決定するまでの間、その資産に対する固定資産税の納税について代表となる方を指定するために使います。

④固定資産を共有している者の代表者を変更したい場合

- 必要書類**
- ・固定資産税共有物納税義務代表者変更届
 - ・現共有代表者の印鑑および新共有代表者の印鑑
- (様式資産税課にあります)

※固定資産を共有している者の代表者の選定基準

☆浦添市では、二重納付を防止するため固定資産の共有者の中から代表者を選定し、この方のみ納税の告知をしています。



○eLTAX(エルタックス)で利用できる手続

1 法人市民税

(問い合わせ)

市民税課 法人市民税担当

内線2217

手続	提出書類
申告	・中間申告書 ・確定申告書 ・予定申告書 など
申請 および 届出	・法人設立(設置)届出書 ・異動届出書

代表者選定の優先順位は次の通りです。※優先順位の高い項目から記載しています。

- 1 ↓ 持ち分の多い者
- 2 ↓ 市内に居住している者
- 3 ↓ 登記簿に記載されている順序が早い者

★固定資産税に関する諸手続の申請書は、資産税課の窓口または浦添市のホームページからダウンロードすることができます。

市県民税第2期分の納期限は
10月31日(木)です。
忘れずに納めましょう！

休日納税相談窓口

ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。

日時：10月20日(日)
午前9時～午後5時
場所：納税課 窓口
(市役所本庁舎2階)

※対象は、市県民税、固定資産税、軽自動車税です。

手続	提出書類
申告	・償却資産申告書 ・種類別明細書

2 固定資産税(償却資産)

(問い合わせ)

資産税課 償却資産担当

内線2264

3 個人市民税(市県民税)
(問い合わせ)
市民税課 個人市民税担当
内線2213・2216

手続	提出書類
申告	・給与支払報告書 (総括表・個人別明細書) ・公的年金等支払報告書 (総括表・個人別明細書) ・給与支払報告、特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ・特別徴収への切替申請書 ・退職所得に係る納入申告書および特別徴収票
申請 および 届出	・特別徴収義務者の所在地および名称変更届出書

- 固定資産について、次の①～④の変更がある場合は、それぞれ記載のある必要書類を添えて届出をお願いします。
- ①未登記物件(建物)の所有者の変更があった場合
必要書類
 - 1 売買による変更
・売買契約書
・印鑑証明
・所有者変更届
 - 2 贈与による変更
(様式は資産税課にあります)
・贈与による変更
・承諾書
・印鑑証明
・所有者変更届
 - 3 相続による変更
(様式は資産税課にあります)
・遺産分割協議書
・印鑑証明
・戸籍謄本
・所有者変更届(様式は資産税課にあります)
 - ②固定資産を所有している方が市外、国外に転出される場合
必要書類
 - ・「納税管理人設定申告書」
(様式は資産税課にあります)
 - ・納税義務者の印鑑および納税管理人の印鑑
- ☆納税義務者は市内に住所を有しない場合においては、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定める必要があります。

- ③固定資産を共有している方が死亡した場合
必要書類
 - ・相続人代表者指定届
 - ・相続人の印鑑(様式は資産税課にあります)
 - ④固定資産を共有している者の代表者を変更したい場合
必要書類
 - ・固定資産税共有物納税義務代表者変更届
 - ・現共有代表者の印鑑および新共有代表者の印鑑(様式資産税課にあります)
- ※固定資産を共有している者の代表者の選定基準
- ☆浦添市では、二重納付を防止するため固定資産の共有者の中から代表者を選定し、この方のみ納税の告知をしています。